

第5回 第九期 中海自然再生協議会開催

日時：2025年3月22日（土）13：30～16：00

場所：認定NPO法人自然再生センター・フリースペース

参加方法：対面とZoomのハイブリッド形式

(國井)

挨拶

報告事項

・令和6年自然再生協議会全国会議について

(國井)

自然再生協議会全国会議の参加報告をする。

毎年開催されている全国会議は令和6年度は三方五湖で11月14、15日に開催された。初日は三方五湖周辺の現地視察で、まず久々子湖でシジミ生息地の浅場造成の取組の説明があり、その後レインボーライン山頂公園において三方五湖周辺の地形等の説明を受け、最後に三方湖自然観察棟前において三方湖における伝統漁法について説明を受けた。2日目は室内会議（敦賀商工会議所）で、鷺谷会長から三方五湖自然再生協議会の理念・目的・意義について報告があり、その後6部会（「自然護岸再生部会」と「シジミのなぎさ部会」については初日に報告があったので、当日は「湖と田んぼのつながり再生部会」、「外来生物等対策部会」、「環境に優しい農法部会」、「環境教育部会」の4部会）の活動の概要報告がそれぞれの担当者からあった。続いて地元の研究者である福井県立大学の富永氏が協議会の事例紹介を行ったが、印象的だったのは、研究者はあくまでも裏方であり自然再生活動のプレイヤーは地域の方達であり、地域の人などが三方五湖に関心を持ち続ける手助けとして「知る機会」、「学ぶ機会」、「体験する機会」、「参加する機会」をつくることに研究者として繋がっていきたいと思うと言われたことである。報告後に行われたパネルディスカッションは三方五湖自然再生協議会の吉田副会長が仕切ったが、各部会のいろいろな活動報告を協議会の中でひとつにまとめて共有して協力し合う場所ができていく点が三方五湖自然再生協議会のすごいところであるという言葉が印象的であった。対面参加の専門家会議委員からのコメントでは、小林委員の「この2日間、何もコメントするところもない完璧な取組で、人が育っているということが素晴らしい」との発言、そして萱場委員の「是非とも、なぜこの協議会がこれだけ大仕掛けの仕組みをうまく運用できているかという自己分析をしていただき、他の協議会やグループに発信していただけるとよいと感じた」との発言が印象に残った。休憩後、河北潟自然再生協議会準備会の情報提供があり、その後関係省庁からの活動報告として、国交省からはグリーンインフラに関する報告、農水省からは「みどりの食料システム戦略」に関する報告、そして環境省からは自然再生ウェブサイトや協議会のメーリングリストに関する報告があった。次に「自然再生基本方針の見直し及び生物多様性増進活動促進法」について環境省自然環境計画課の笹渕氏より資料を用いての説明があった。基本方針の見直しは今回で4回目の見直しであり、前回からの見直しから今回の間で令和4年12月に「昆明・モンテリオール生物多様性枠組（CBD COP15）」が採択され、令和6年4月に新しい法律である生物多様性増進活動促進法ができる等大きな動きがあったこと、日本は30by30目標に届いていないため残りを保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域（OECM）を使ってエリアを増やそうとしていること、例えば里地里山、都市の緑地、社寺林など人の営みによって自然が守られている場所などOECMの基準を満たす場所を自然共

生サイトに登録することを進めていること、今まで自然共生サイトの認定は環境省の任意の取組だったが2024年4月に「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」が成立して法制化されたことなど説明があった。さらに「自然再生推進法」と「生物多様性増進活動促進法」は法律等で定義される活動内容について同じような内容があるので別々に進めるのではなく一体として進めていくことが必要であることや、法律の位置づけがない地域の個別の団体が活動している「小さな自然再生」も生物多様性増進活動促進法（自然共生サイト）の認定を受けることで促進につながっていくことが期待されるとのことであった。

令和6年第二回自然再生専門家会議について報告

(國井)

令和6年11月21日にオンライン併用で開催された第二回自然再生専門家会議にWeb参加した。中海自然再生協議会からは國井の他小倉、倉田、桑原が参加した。同会議の議事録(<http://env.go.jp/content/000275693.pdf>)より自然再生基本方針の見直しのうち重要な変更点を報告する。資料1-1として自然再生基本方針見直し（案）が表示された（<http://env.go.jp/content/000290547.pdf>）。笹淵調整官から、第1回専門家会議からの大きな修正は自然再生推進法と令和6年4月に新しくできた生物多様性増進活動促進法の2つの関係を整理して項目を追加したことであるとの説明があり、自然再生推進法と生物多様性増進活動促進法の間を記載している資料1-4（<https://www.nakaumi-saisei.org/wp/wp-content/uploads/2025/03/資料1-4生物多様性増進活動促進法.pdf>）が示され、次のような説明があった：自然再生推進法では、多様な主体が参加した自然再生協議会を設置し、そこで自然再生全体構想の策定を行った上で、自然再生全体構想に基づき各主体が自然再生事業実施計画を策定し、専門家の助言を受けながら、事業を実施するスキームになっています。一方、地域生物多様性増進法では、協議会の設置が必須ではなく、企業や民間団体、地方公共団体が個別に実施計画をたて、国の認定を受けて活動することができます。そのため、地域生物多様性増進法の活動の方が、個別の主体がそれぞれ気軽に取り組めるものになっています。これまでの自然再生基本方針にも、小さな自然再生について記載されています。協議会を設置して、様々な主体を巻き込み活動をするハードルが高いこともあり、各主体がそれぞれ始められる小さな自然再生も大事だということが、自然再生基本方針に記載されているものの、この小さな自然再生については、これまで法的な位置付けがありませんでした。今後は、小さな自然再生の取組も、この地域生物多様性増進法による活動認定を受けることで、促進に繋げることができると考えています。

資料1-1に戻り、1ページ目の目次構成で1(3)自然再生の基本的方向に「小さな自然再生」など自然再生に資する取組の促進が入れられ、1(4)に生物多様性増進活動促進法との連携による相乗効果の発揮が新しい項目として追加されたことが今回の大きな修正とのことであった（見直し（案）の12-13ページに該当）。

次に、生物多様性増進活動促進法について環境省プレゼンを元に以下の概念を説明する。

・2030年ミッション

「混明・モントリオール生物多様性枠組」で2030年までに生物の多様損失をとめ回復軌道へのせる

・ネイチャーポジティブ

自然と共生する世界を実現すること

・30by30

2030年までに陸と海域の30%を生物多様性のための保護地域とする目標

・ OECM

生物多様性の保全を目的としない管理が結果として自然環境を守ることに貢献する地域のこと。社寺林、都市の緑地、里地里山を守ることにより30by30の目標を達成しようというもの

・ TNFD

自然関連財務情報開示タスクホースの略で企業や団体が生物多様性に与える影響を評価し開示する仕組み

自然再生や生物多様性の回復に当たり、増進活動の認定(企業、NPO)などが大きく関わることとなってきている。J-GB F (2030生物多様性枠組実現に本会議)などか自然再生や生物多様性の回復に大きな役割を持つ自体になってきた。

質問

(中本)

自然再生推進法の自然再生基本方針変更を待ち、中海自然再生全体構想の改定をしていくと言うことですが、これは中海自然再生協議会の次期十期から始めると言うことで良いか。

(國井)

基本方針が新しくなるのも分かっていたので、これから中海の自然再生全体構想を見直された自然再生基本方針に則って見直していく。

(中本)

中海自然再生実施計画について専門家会議の助言を受けるために今回報告されたと思う。専門委員からどのような助言があったか教えていただきたい。

(國井)

中海自然再生計画について主務大臣から助言の必要なしと書かれている。専門家会議からも特にコメントがなかった。計画が環境省から認められたこととなった。ただ、国や県との関係について、コミュニケーションを密にするよう助言を受けた。

(宇都宮)

生物多様性増進活動促進法における県の役割について教えてください。

(國井)

新しくできた促進法では、市町村ではできるが県は出てこない。自然再生推進法では、一県、促進法では市町村自治体と役割が分かれている。

協議事項

(國井)

それでは、協議事項に移ります。

・ 海藻の回収及びその利用事業の今年度の成果について

(倉田)

ホームページに掲載されている資料をご覧ください。

藻刈りの実施手法の検討

モニタリングの方法について今年度の実施したことについて報告する。

これは卒業研究を元とした報告です。

藻場の存在は、正の影響と負の影響が考えられており、負の影響として、藻類の分解で貧酸素を引き起こすことがあり、中海ではオゴノリ類の分解により底生生物の斃死が起きている。このため近年藻刈り復活したが、中海ではオゴノリ類の分解により底生生物の斃死が起きている。その影響について研究するために、海藻類の被度、現存量、生長量、分解スピードを調べた。海藻類の季節的消長は、春から増えて初夏にピークとなりその後減少する。そのため、冬から春の期間には藻刈りせず、枯死が進む前の春から夏に藻刈りすることが有効である。

(松本)

海藻が中海で減っているという研究がありますが、倉田さんのイメージはどうですか。

(倉田)

研究を開始した2017年ごろは、オゴノリがたくさんあった。近年は少なくなっており、特に2024年は、少なかったと思う。宍道湖の水草の変動も激しい。最近は中海では海藻が肥料にできるほど生えていない。

(國井)

付着生物について調べましたか。ワレカラとかヨコエビとかいっぱいいると思うが。

(倉田)

現在、データをとっているところで、また次回報告できればと思う。

・浚渫地の環境修復事業の今年度の成果について

(桑原)

細井沖浚渫地の山型覆砂の調査報告をします。今回は、第二期に行った山型覆砂の調査結果についての報告です。

この調査では、山型覆砂周辺の水質測定や底泥間隙水の栄養塩の溶出速度を測定をしている。

2024年は1年を通じて塩分躍層が形成されており、12月にもはっきりとした躍層がみられた。そのため、12月でも湖底が貧酸素となっており、湖底では一年中酸欠となっていた。

また、窪地内に石炭灰造粒物で作った山型覆砂の頂上に比べ、谷底の泥間隙水の栄養塩の値が、年々増加している。リン・硫化水素でも山型覆砂頂上では覆砂6年目でも水質の値が未覆砂の湖底より改善している。対して谷底では、値が高く堆積物もたまっている。今年度から新しく底生生物の調査を始めた。未覆砂の湖底では、何も生き物が出てこないのに対して、山型覆砂の頂上では、底生生物が確認できた。

(松本)

昨年、底生生物の調査が始まり、2メートル山型覆砂山頂に生き物が増えていることで大きな成果と感じた。

(沢田)

中海の水質の問題の鍵になることとしてマイクロプラスチックがある。桑原先生の研究調査で、マイクロプラの影響を感じたり、今後影響が出てくることを感じたりすることはあるか。

(倉田)

私が代わりに答えます。中海のマイクロプラスチックについて3年前から研究しています。確かに多くのプラスチックゴミが存在していますが、その先の人間に対する影響があるかはまだよく分かりません。

(沢田)

食に関連することもありますのでぜひ注視していただきたい。

浚渫窪地の環境修復事業（3期事業）の施工状況について

(中本)

それでは中国電力からご報告します。

次期第三期事業では、山頂部の面積が広い山型覆砂を施工してゆきたいと考えている。第三期事業として2025年1月～3月に石炭灰造龍粒物による埋め戻しを実施した。すでに作業は無事に終わり、これからモニタリングが開始する。

中海研究連携強化のための勉強会について

(矢島)

専門家勉強会について提案と言うことでお話しします。國井先生から第三期の自然再生計画をそのまま進めてくださいと言うことで、基本的にはそれぞれの事業の新しい試みは、科学的なデータを取りながらうまく進んでいます。ただ、国、県とうまく連携しているのかと言う指摘があったので、島大の一部の方と県・国交省との勉強会をした。大変良い機会となったので、他の中海に関連する他団体の報告にもこういった話をしていったらいいのではという話をした。

そこで二つの提案をする。

- ・年一回程度関連団体などが集まり情報交換会を実施したい。
- ・中海会議の終了後に協議会で報告することを提案します。

(松本)

賛成です。國井先生が今回説明していただいた生物多様性増進活動推進法では、個人や少数人数で自然再生を取りこぼさないことを目指している。この地域でどのような自然再生が行われているか情報を交換していきたい。

(矢島)

地域住民が主役と言うことで、専門知識のない方たちと話をする機会があって良いと思う。そういった取り組みが必要だ。

また、専門家だけの勉強会と、一般向きの講演会を別でした方が良い。

(宇都宮)

勉強会は必要と思うのですが、実働部隊がフィールドで何かしようという実施計画を検討する場が必要なのではないのでしょうか。

(矢島)

その前に、まずは勉強会でお互いの活動を共有できたら、いいのではと思っている。

(菊池)

勉強会は、良いと思います。専門家と行政との関係を求めて始めたということですが、もう少し、幅広い議論があった方が良いと思う。コーディネイターがいらないといけないと思うがそういう取り組みが必要だ。

そこで、質問ですが、協議会の構成員であれば勉強会もあると思うが、今まで別途一般市民向きの話し合う場が設けられていたのか。

(矢島)

私の知る限りでは、不定期で講演会をしていたと聞いている。

(中本)

勉強会は大賛成だ。行政と研究者でいろいろな立場の人が話し合うことは素晴らしいことだ。

(國井)

まだ、勉強会の形式は集約できていない、今後矢島先生と事務局で協議して勉強会の形式をまとめてゆきたい。よろしければそうさせていただきたい。

(澤田)

専門家勉強会についてはそれで良いですが、私がもう一つ提案している地域住民の方と一緒に活動している地域の方の話をする場をとっていただきたいと思っている。

私どもは(中海自然協議会ではない)、年に一回すべての各部会が集まり、数行でいいのでこんな活動をしていると報告し合っている。協議会のメンバーだけでなく、行政や地域の団体が集まって報告会をすることが、地域の中海をよくしてゆこうという機運をもりあげてゆくことにつながる。

(國井)

最近の中海自然再生協議会では基本方針に関わる話が多くなっていましたが、今回は現場に関わる話もどなたかにしていただき進めていきたいと思う。

最後に、次期第十期中海自然再生協議会の公募委員を募集していますので、引き続き多くの方の参加を待っています。

それでは協議会を終了します。ありがとうございました。